# 平成２９年度第２回旭川市子ども・子育て審議会　議事概要

**〇開催日時**

平成２９年８月３１日（木）　１８：３０～１９：３０

**〇開催場所**

旭川市子ども総合相談センター　２階　研修会議室２

**〇出席委員（１７名）**

荒木関委員，井代委員，伊東委員，上原委員，大橋委員，沖委員，佐々木委員，佐藤(繁)委員，佐藤(貴)委員，芝木委員，清水委員，鈴木委員，諏訪委員，関委員，武田委員，徳島委員，宮﨑委員

**〇欠席委員（３名）**

岡田委員，斉藤委員，吉川委員

**〇事務局（２０名）**

子育て支援部　品田部長，竹内次長，舘次長
子育て支援課　成田補佐
　　子育て企画係　村上主査，岩本
こども育成課　飯森課長，金主幹
　　こども育成係　田上係長，小久保，渡部
　　新旭川保育所　高橋所長，石井主査
　　近文保育所　　多田所長，金内主査
　　神楽保育所　　武田所長，小池主査
母子保健課　　阿保課長
子ども総合相談センター　石原所長，村本

**〇議事概要**

**１　開会**

**２　議事**

（１）　報告事項

≪報告事項ア　旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について≫

（Ａ委員）

・本日の議事は，報告事項５件である。

・報告事項ア「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について」，事務局から説明を。

（事務局）
・本冊子は「旭川市子ども条例」第１５条に基づき，広く市民に市の取組を周知することを目的として，「旭川市子ども・子育てプラン」に係る進捗状況の報告書を兼ねて作成したものである。
・１ページの「第１部　本市の子ども・子育て環境の現状」。
　ここから１４ページまでは，現在の本市の状況について，表やグラフなど最新の数値を記載している。
・２ページから３ページのグラフでは，本市の出生数が減少傾向で推移していること，また，出産年齢の高齢化が進んでいること，合計特殊出生率が全国の数値を下回っていることが確認できる。
・４ページから５ページの「人口の推移」及び「少子化の要因」では，本市における６５歳以上の高齢者の構成比が高い一方で，１５歳未満などの年齢層の構成比は低く，全国よりも，少子高齢化の進行度合いが進んでいることを確認できる。
・１２ページの「児童虐待」では，対応件数が年々増加の傾向にあること，また，４つの分類のうち心理的虐待が増加していることを確認できる。
・１３ページの「不登校及びいじめ」では，相談件数が減少傾向にあることを確認できる。
・同じく１３ページの「特別支援学級及び通級指導教室の状況」では，小中学校の児童生徒総数が減少する一方で，特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数が年々増加していることを確認できる。
・１４ページの「就職の状況」では，新規高校卒業者の就職内定率は高いものの，北海道における新規就職者の３年以内の離職率は，新規高卒・新規大卒において，全国平均より高いことを確認できる。

・続いて１５ページから「第２部　本市の取組の方向性」。
　ここからは，平成２９年度において重点的に進める子育て支援施策等について，子ども・子育てプランの構成に基づき掲載している。
・１８ページ。基本方向１の「子育てを支える」の「基本施策１　妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援」について，平成２９年度は，新たに不育症の検査及び治療に対する助成を実施しており，内容は１９ページの表に整理した。
・２２ページ。「基本施策３　子育てに関する経済的支援」について，平成２９年度は，国の制度改正等に伴い，多子世帯などに対する保育料等の負担軽減措置の拡充を実施しており，内容は２３ページの表に整理した。
・２４ページから２５ページ。「基本施策４　乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援」について，平成２９年度は，へき地・季節保育所の３か所を通年化するとともに，病児保育施設１か所の整備に取り組んでいる。また，放課後児童クラブは学校の余裕教室などを活用して整備を進め，平成２９年度に待機児童数ゼロを達成した。
・次に２６ページから２７ページの「基本施策５　ひとり親家庭への支援」について，ひとり親家庭等の自立を支援するため，平成２９年度は，母子自立支援プログラム策定事業において，就職後のアフターフォロー支援を進めている。
・３１ページ。基本方向２の「子どもの育ちを支える」の「基本施策３　援助を要する子ど

もが健やかに育つ取組の推進」について，平成２９年度は，発達支援の一環として従前より実施している親子教室を終了とした方を対象として，親子教室「すくすく」を開設した。
　また，子どもの生活環境や家庭の実態を把握するため，「子どもの生活実態調査」を実施し，さらに，児童養護施設の子どもや里子への支援として，進学・就職に係る支度金の支給に係る制度を設けた。
・３３ページ。基本方向３の「子どもの主体性を育む」の「基本施策１　子どもの主体性を育む」について，平成２９年度は，地域住民等との協働推進の一環として，放課後の児童の居場所づくりを目的とした「放課後あそびくらぶ」を実施している。
・３８ページ。基本方向４の「社会全体で支える」の「基本施策１　子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進」について，平成２９年度の取組として，市内１０か所目の地域子育て支援センターを新たに開設し，３９ページに一覧と活動実績を掲載した。
・また，その他の新たな取り組みとして，子ども食堂の会場使用料の助成を実施している。

・４４ページから「第３部　計画の進捗状況及び個別事業一覧」。
・４５ページから４７ページの「１　各基本施策の指標及び目標値に対する進捗状況」は，プランにおける平成３１年度までの指標や目標値に対する進捗状況をまとめたもの。
・４７ページ。「２　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」は，プランにおいて定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の整備目標事業量について，平成３１年度の計画値と現在の進捗状況を整理したもの。
・最後に４８ページ。「各部局事業一覧」は，プランにかかわる市役所各部局の個別事業とその予算額，指標に対する実績値，事業内容などをまとめた一覧表である。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について，質問や意見はあるか。

（Ｂ委員）
・１３ページ。今まで不登校が５００人近かったのが１５６人へと推移している。
　これは市の取組で何か成果があがったのか，１５歳以下の子どもが減少したのか，それとも学校に行かなくてはいけないという意識への変化か。市はどのように考えるか。

（事務局）
・これはあくまで相談件数ということで，いじめ・不登校の人数はここ数年微増していると聞いている。ただし，市に対する相談は減少している。
・その理由として，２つくらい考えられる。
　１つ目は「不登校への対応」ということで，適応指導教室や不登校学級，思春期外来など支援機関があるが，それらのアナウンスが進み，学校で一定程度のアドバイスが行われ，市の相談室に来る件数が減っていることが，一つの要素として考えられる。
・２つ目。以前は，不登校いじめ相談室と家庭児童の相談は別であり，不登校いじめ相談室への相談は，不登校ないしいじめという分類としていた。その後，不登校いじめ相談室と他の非行や，虐待，養護の相談，それらを統合したことで，相談内容を細かく分類していくと，

不登校という要因のほか，たとえば虐待や非行の要素もあるなど，相談件数の分類に変更が生じた。このことも要素として考えられる。

（Ｂ委員）
・不登校の児童生徒自体は，減少していないということか。

（事務局）
・ここ数年は微増である。

（Ｃ委員）
・１３ページの特別支援学級及び通級指導教室の状況というところで，小・中学生自体は減少しているが，特別支援学級にいる利用している子どもの数が小・中学生で増加している。
　特別支援の対象の子が増加しているという見方もあるが，特別支援学級などの受け皿の増加傾向を合わせてみないとならない。対象児童が増えたという見方ではなく，受け皿が整備されて利用する人が増えたという見方もあり，受け皿の推移と，利用者がどの程度増えているのか，そして小・中学校全体の児童数がどのように推移しているのか，その三要素でみないといけない。今度資料を作る際にはこのあたりも書き加えて欲しい。
・あと，最後の方のページに各部局の予算・指標がある。
　感染症に関して，季節を問わずインフルエンザなどが流行するなど，感染症自体の季節感がなくなっている。これについて，どのような発症状況なのか，市内を網羅した情報がなかなか掴みづらい。感染症サーベイランスというシステムが国立の感染症センターで作られている。市内の認可保育園・認定こども園での稼働率はまだ一桁ぐらいだったと思うが，小・中学校単位でサーベイランスを実施すれば比較的エリア毎の感染症の状況が分かるようになるのではないか。子どもの健康を念頭において，感染症サーベイランスを使用することも，市の取組として検討していただきたい。

（事務局）
・分析については対応できる。次回の作成時に反映したい。
・感染症サーベイランスについては保健所が担当しているが，どのようにできるか。

（事務局）
・保健所が実施する感染症サーベイランスは医療機関を定点としてそれぞれの病気に応じて医療機関を指定して，そこから毎週何人の患者が出たのかという集計をしている。
・インフルエンザが高くなったことで警報が出たり，そういう特定の数値があり，それを越えた場合には市民に喚起を促す。インフルエンザについて，教育委員会では学級閉鎖の学校から連絡を受けて，新聞にもその旨を掲載しているようだ。
・保育園・幼稚園について，幼稚園は学校保健法と同じような扱いで届け出はあるが，保育園は集計を実施していない。市独自でそのような取組ができるかは担当と協議しながら。

（Ｃ委員）
・補足する。我々が今実施しているのは，感染者の報告ではなく，欠席者の報告である。
　欠席者を全て集計し，欠席理由がインフルエンザであった，麻疹であったなど，それらを全部集めて，そうするとエリアごとにアラートがかかるという仕組みのものである。保育園や認定こども園は一定程度の導入が進んでいるので，たとえば豊岡地区でこのような病気が流行り始めているのでお子さんご注意ください，かかってからではなく，かかりそうですよという感染症の警報を鳴らすことができる，そういう取組のこと。検討をお願いしたい。

（Ｄ委員）
・２６ページ。平成２９年度の取組として，「母子自立支援プログラム策定事業における，就職後のアフターフォロー支援」の説明があった。これは，母子家庭等就業・自立支援センターにおける取組と思うが，内容はどのようなものか。

（事務局）
・母子家庭等就業・自立支援センターでプログラムを作成し，きちんと収入に繋がっているか，その後の活動状況はどうか，ということを面接や電話などを通じてフォローしていくというものである。

（Ｄ委員）
・もうひとつ３１ページ。今年度の取組に，「児童養護施設の子どもや里子への支援として，進学・就職に係る支度金の支給を新たに行う」とあるが，これは市独自の取組か。

（事務局）
・市独自による取組である。
　高校を卒業した子の就職や進学の支度金として１０万円を支給するもの。

（Ｄ委員）
・支度金は用途が制限されているのか。

（事務局）
・用途の制限はないが，引越しの費用や，運転免許などの資格取得費用等に充てることをイメージしている。

（Ａ委員）
・その他に質問・意見はあるか。（※質問・意見なし）
・それでは，本事項についての報告を受けたこととする。

≪報告事項イ　旭川市青少年施策に関する基本方針の改訂について≫

（Ａ委員）
・報告事項イ「旭川市青少年施策に関する基本方針の改訂について」，事務局から説明を。

（事務局）
・本方針は，将来のまちづくりの担い手としての青少年が健やかに成長し，生きる力を身につけて社会に巣立っていけるよう，全庁的に青少年健全育成の必要性や取組の方向性について，共通認識を持ちながら施策を推進していくことを目的に，平成２３年に策定されたもの。その後，平成２４年には「旭川市子ども条例」が施行，平成２７年には「旭川市子ども・子育てプラン」が策定され，国においては，平成２６年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され，これらの法令やプランとの整合性を保つため，改訂を行った。
・改訂にあたり，庁内各部に案に係る意見照会を行い，また，本審議会の青少年施策に関する専門部会に諮り，改訂の了承をいただいた。
・主な改訂としては，「旭川市子ども・子育てプラン」に整合するよう，乳幼児を対象とする事業の部分をプランに沿って改めるとともに，学童期の子どもを対象とする取組については，学校の協力を得ながら進めることとした。また，学童期及び思春期に重点的に取り組む事項として，「子どもの居場所づくり，学習支援」を，青年期については，異年齢，異世代との交流などに取り組んでいくこととした。
・資料編については，大幅に見直し，可能な限り新しいデータを使用した。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について，質問・意見はあるか。（※質問・意見なし）
・それでは，本事項についての報告を受けたこととする。

≪報告事項ウ　子ども・子育て環境の充実に向けた市立保育所の取組について≫

（Ａ委員）
・報告事項ウ「子ども・子育て環境の充実に向けた市立保育所の取組について」，事務局から説明を。

（事務局）
・前回の審議会では，「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成の方針」に基づき，⑴市保育士の質の向上，⑵全市的な支援体制の構築，⑶行政資源の効果的な活用の３つの方向性から平成２８年度の取組と自己評価について報告した。
　今回は，この自己評価と審議会での意見等を踏まえて事業計画を整理した。
・はじめに，⑴市保育士の質の向上に向けた取組について。
・保育士や保育所の自己評価については，保育指針の改定内容を踏まえ，現在見直し作業を進めているが，保育士の経験年数等に応じた自己評価シートの作成や，地域や保育所の実態

に即した評価項目等を設定するとともに，公表の時期や方法についても検討していく。
・関係部局の業務への理解を深めるための取組では，引き続き，子育て支援部内での連携を図りながら，勉強会や職員交流研修，現場見学実習等を行っていく。
・特定教育・保育施設や認可外保育施設の実態把握については，指導監査や立入調査等により行っているが，今年度は保育指針の改定に伴い，市立保育所の事故防止マニュアル等の見直し整備を進めていることから，各保育施設等においても実状に即したマニュアル整備を進めるよう見直しの手法等を提案していく。

・次に，⑵全市的な支援体制の構築に向けた取組について。
・公開保育及び研修報告会については，昨年に引き続き市内保育施設等に声かけをし，民間の保育従事者との情報共有を図っていく。
・今年度の公開保育は１２月を予定しており，自分の気持ちを表現できる力や人間関係を育む力を養うことをねらいに，近文保育所が実施している集団遊びの取組を公開したい。
　また，来年２月開催予定の研修報告会では，神楽保育所から「Ｉ型糖尿病を抱えるダウン症児への支援と体調管理」について，新旭川保育所からは，昨年度の公開保育で実施した「たてわり・小集団保育」のその後の取組について報告したい。
・高等教育機関との連携では，引き続き運動・体力向上にかかる保育実践での協力を行うとともに，専門的見地からのアドバイス等もいただきながら各種取組を進めていきたい。
・未就園児に対する支援としては，今年度から園開放の実施日を隔週から毎週に拡大しているが，医療的ケア児も含め，支援が必要な子どもに対しても集団生活経験の機会が提供できるよう，関係部局との連携を図りながら園開放での受け入れを進めていく。
・相談支援体制の充実に向けては，家庭における子どもとの関わり方，特に発達に不安のある子どもへの対応に不安を抱える保護者からの相談が増えていることから，より専門的な知識を持って対応できるよう，ペアレントトレーニングの資格を取得するための研修を受講していきたい。

・続いて，⑶行政資源の効果的な活用について。
・まず，特別支援保育ニーズへの対応では，昨年度まとめた特別支援にかかる事例集について，高等教育機関のアドバイスも受けながらその内容を精査し，次年度に向け活用方法に応じた公表の手法を検討していきたい。
・また，保育士自身が特別支援教育にかかる就学に向けての理解を深め，就学移行期における支援体制を整えるため，教育委員会から講師を招き，認可保育所や認定こども園の保育士等を対象とした学習会を開催する。
・民間での入所が難しい医療的ケア児童への対応としては，保育士が受け入れに必要な資格を取得し，市立保育所での受け入れが可能となるよう体制を整えていく。
・保育従事者の確保に向けては，昨年度に引き続き，保育士再就職支援研修や子育て支援員研修の現場実習や座学講師への対応をしていく。
・市立保育所の現状把握については，旭川市公共施設全体にかかる施設評価を実施したところであるが，新旭川と近文の将来に向けた方向性については，現状も踏まえながら次期プランの策定までに考え方を整理していきたい。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について，質問・意見はあるか。

（Ｅ委員）
・ペアレントトレーニングの研修を受講するとのことだが，今後は，市がペアレントトレーニングの研修を実施していくということか。

（事務局）
・まずは，市保育士や市立保育所に通う保護者等に対する指導を行いたいと考えているが，今後については段階的に，市立以外の保育士や保護者等に対しても研修等を実施していきたい。

（Ａ委員）
・その他に質問・意見はあるか。（※質問・意見なし）
・それでは，本事項についての報告を受けたこととする。

≪報告事項エ　子ども・子育てプランの見直し検討部会の調査審議結果について≫

（Ａ委員）
・報告事項エ「子ども・子育てプランの見直し検討部会の調査審議結果について」，事務局から説明を。

（事務局）
・旭川市子ども・子育てプランの中間年の見直しについて，国が示した基本的な指針によると，支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が量の見込みと大きく乖離している場合には，計画期間の中間年を目安に，計画の見直しを行うことと規定されている。
　本市においても乖離が認められたため，旭川市子ども・子育てプランの第４章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」の平成３０年度と平成３１年度の量の見込みや確保策について見直しを行うもので，第１回審議会で諮問し，その後，検討部会において審議いただき，市の考え方は妥当であるとの答申をいただいたところである。
・なお，今後取組を進めるにあたり，いくつか意見が附されているので，見直しの内容と合わせて説明する。

・１ページ。⑴平日日中の教育及び保育について。
　支給認定ごとに実績値と当初計画の量の見込みの乖離状況を比較したところ，子どもが３歳以上で，専業主婦（夫）家庭や短時間就労家庭が教育を希望する１号認定と保育を必要とする子どもで０歳～２歳の３号認定では，実績値が当初計画の量の見込みを上回っていることから量の見込みを見直すとともに，確保策については施設整備の実績値や移行調査結果等により見直したところである。

なお，１号＋２号（教育）の確保策については，今後認定こども園が広く周知され，１号を希望する保護者が見込みより増えることも考えられるため，保護者ニーズを柔軟に取り入れるよう検討することや，小規模保育事業について，０歳の待機児童に資する施設であるが，充足率が低い施設が多く見られることから，当該施設の有効活用を促すための方策や仕組みについて，事業者との連携を図りながら検討することを附帯意見としていただいた。
・次に８ページ。地域子ども・子育て支援事業が，⑵から⒂まで１４の事業を記載しているが，この中で見直しを行った事業について説明する。
・⑶の放課後児童健全育成事業。実績値が当初計画の量の見込みを大きく上回っていたことから，量の見込みを増加し，それに対する確保策に変更した。
・⑹一時預かり事業。アの幼稚園における在園児を対象とした取組については，認定こども園の増加に伴い，量の見込みが増加している傾向にあるため，実態に即した数値に見直した。
・⑼利用者支援事業。当初計画では，子育て支援ナビゲーターを地域子育て支援センターに配置することを前提に，人数を計上していたが，保育所の入所情報などの提供方法や，地域子育て支援センターにナビゲーターを配置した場合のニーズの見極めなどが難しいことから，現在実施する定期的に訪問するような形に変更し，その業務に必要な人数の見直しを行った。なお，子育て支援ナビゲーターは，利用者の利便性の向上につながるよう子ども総合相談センターでの相談体制を検討することを附帯意見としていただいた。
・⒁養育支援訪問事業と⒀多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業。この２つの事業は，当初計画では，今後検討するという表記であったため，目標事業量を新たに設定した。
・⒂特別支援保育事業。この事業の量の見込みについては，小学校児童数に対する特別支援学級児童数の割合を基に算出していたが，その比率が，平成２５年度と比較して増加していることから，量の見込みの見直しを行った。また，要支援児及び医療的ケアの必要な児童の対応については，認定区分に関係なく取組を検討することについて意見をいただいた。
・最初に附帯意見であるが，ニーズ量の把握方法について，ニーズ調査の結果と実績値に乖離がみられる事業もあることから，次期プランの策定にあたっては，ニーズ調査の設問を見直すなど調査結果がプランに適切に反映するよう検討する旨の意見をいただいた。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について，質問・意見はあるか。（※質問・意見なし）
・それでは，本事項についての報告を受けたこととする。

≪報告事項オ　へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針について≫

（Ａ委員）
・報告事項オ「へき地・季節保育所の保育料の見直し及び統廃合の方針について」，事務局から説明を。

（事務局）
・前回の審議会での報告後に，各保育所の保護者，関係者などから意見をいただき，加筆した内容で，本年７月にパブリックコメントを実施し，３件のご意見が寄せられたところ。
　その結果を踏まえて策定したものが本資料であり，昨年度の第３回の審議会で審議いただいた開所期間の通年化や前回の審議会で報告した保育料の見直し，統廃合の考え方，へき地・季節保育所を「地域保育所」という名称に変更する内容になっている。
・前回の報告後から変更となった点について，３ページに保育料の見直しの考え方について，詳細な内容を記載したものがある。特に現在入所している児童の保育料について，激変緩和措置を設けることとしていたので，その激変緩和措置の検討案について記載した。
・今後の取組について，各保育所を利用している児童の保護者に対して，決定した内容を改めて説明に回っているところであり，９月から始まる旭川市議会の第３回定例会において，通年化，保育料の見直し，名称の変更について，条例改正を行い，平成３０年度の入所募集に向けた準備をはじめる予定である。
・統廃合については，年内に改めて地域の関係者などとの意見交換などを行い，年度内にはガイドラインの骨子としての具体的な統廃合の案を作成していきたいと考えている。
・保育内容について，農山村地域の地域性・特色を生かしたサービスの提供についても，利用者のニーズを把握しながら検討を進めていきたい。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について，質問・意見はあるか。

（Ｂ委員）
・昨年は，季節ではなく通年制の方が望ましいという話が出ていた。
　今回のパブリックコメントでは，通年制と，統廃合とどちらの意見が多かったか。

（事務局）
・意見数は３件。その中には，通年化を実施して欲しいという意見があった。
　また，子どもが少なくなってきている中で，統廃合が必要という意見もあった。

（Ａ委員）
・その他に質問・意見はあるか。（※質問・意見なし）
・それでは，本事項についての報告を受けたこととする。

## ３　その他

（Ａ委員）
・続いて「３　その他」。事務局から何かあるか。

（事務局）
・本市の財政に係る取組事項として，「受益と負担の適正化」について説明する。
・先月２１日から１か月間，「受益と負担の適正化へ向けた取組指針」について，パブリックコメントを実施した。
・この指針は平成１７年２月に策定され，その後１２年が経過した。その間に人口減少や施設老朽化の進行など市を取り巻く社会情勢の変化が生じており，持続可能な財政基盤を確保するために，全庁的な見直しに向けた検討を進めているところ。
・資料５ページ。柱１の「コスト算定の明確化」であるが，これは行政サービスを利用する方に，コスト相応の応分の負担を求めること。施設の老朽化の進行，今後の改修・更新財源を考慮し，新たに使用料対象コスト減価償却費用を含むものである。
・同じく柱１の「コスト負担割合の明確化」であるが，これは使用料・手数料の負担割合を示すこと。受益者負担を求めるべき施設について，他都市の状況や費用対効果を踏まえて有料化を検討するものである。
・柱２の「減免取扱の適正化」。高齢者の減免規定を設けている施設について，使用料の免除から減額へ見直す一方で，若者の団体が公益的・公共的な活動に使用する場合の使用料の減額を検討するものである。
・柱３の「定期的な見直し」。これは，原則の見直し期間を４年とするが，見直しが必要な特別な事情が生じた場合には４年を待たずに見直しを行うこととしたものである。
・使用料について，子育て支援部の所管で取組指針の対象となる施設は，旭川市北彩都子ども活動センター，児童センターの遊技場や運動場，子ども総合相談センターの会議室や研修室などであり，手数料の対象は，受胎調節実施指導員指定証交付関係手数料である。
・市の使用料や手数料は数多くあり，指針の考え方に沿って算出した使用料のあり方を含め，全庁的な整理が必要となると見込まれる。受益と負担の適正化の見直しの必要性や，施設の老朽化に対する更新を含めた財源確保など，これらは全国的な課題であり，本市において避けられない課題である。
・今後，新たな指針に沿って使用料等の見直しについて，広く意見を聴取するために，審議会等が必要となった場合には，この方向性を含めて審議会に諮っていきたい。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について，質問はあるか。（※質問なし）
・本件については，市の全庁的な整理が必要とのことなので，今後の見直しのプロセスにより，広く意見を聴取するために審議等が必要となった場合には，審議会においても検討することとする。

**４　閉会**